

第7問（元判：最決昭62年7月16日）

被告人Xは、自己の経営する飲食店の宣伝のため、片面が一万円紙幣の表面とほぼ同一で、上下2か所に小さく「サービス券」と赤い文字で記載し、裏面には広告を記載したサービス券を作成した。これに先立ち、製版所側からこれではまずいのではないかなどと言われたため、警察署に赴き、知り合いの巡査に相談したところ、通貨及証券模造取締法の条文を示された上、紙幣と紛らわしいものを作ることは同法に違反することを告げられ、サービス券を大きくするなどして紛らわしくないようにすればよいとの助言を受けた。

しかしXは、警察官が好意的であったことなどからこの助言を重要視せず、助言に従わずに前記サービス券を作成した。その後、できあがったサービス券を同警察署に持参して配布したが格別の注意も受けなかったため、ますます安心して同種サービス券を作成した。

Xの罪責を述べよ。